第三十二号書式　（平10総府令47・全改、平12総府令90・一部改正）

昭和28年法律第155号附則第24条の3又は第29条の2

の規定に係る拘禁に関する証明書

（　氏　名　）

上記の者は、公務員としての在職中の職務に関連して旧恩給法の特例に関する件の措置に関する法律（昭和27年法律第205号）による改正前の旧恩給法の特例に関する件（昭和21年勅令第68号）第8条第1項の規定に該当し、

年　月　日から　年　月　日までの間拘禁されていたことを証明する。

年　月　日

（法務大臣又は厚生労働大臣）　印